

(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業 募集要項等 新旧対照表

令和3年9月10日

<募集要項>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
1	6	<p>2.8 事業方式</p> <p>(略)</p> <p>なお、新施設及び1号館の維持管理業務及び運営業務については、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入し、市議会の議決を経た上で、SPCを指定管理者として指定する予定である。</p> <p>本事業の事業方式の模式図や事業スキーム図は、次頁以降に示す。</p>	<p>2.8 事業方式</p> <p>(略)</p> <p>なお、新施設及び1号館の維持管理業務及び運営業務については、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入し、市議会の議決を経た上で、SPCを指定管理者として指定する予定である。</p> <p><b>SPCは、自主事業として、新施設の一部を使用して「公共施設利用者の利便性の向上に資する事業（カフェ事業等）」を実施することができる（任意提案）。SPCが当該事業を実施する場合、市は地方自治法第238条の4第2項の規定及び印西市公有財産管理規則（平成18年規則第20号）に基づきSPCに新施設の一部を貸付ける。その場合の貸付料の額は、印西市行政財産目的外使用料条例（平成21年条例第1号）に定める行政財産の使用料相当額とする。</b></p> <p>本事業の事業方式の模式図や事業スキーム図は、次頁以降に示す。</p>
2	17	<p>⑨ 民間施設整備運営企業</p> <p>民間施設整備運営企業は、以下の要件を満たすこと。なお、複数の企業が分担して行う場合は、<u>すべての企業が(イ)を満たした上で、1者以上が(ア)を満たすこと。</u></p> <p>(ア) 民間施設の施設所有者としての<u>運営実績</u>を有すること。                  (イ) 民間施設の運営実績を有すること。</p>	<p>⑨ 民間施設整備運営企業</p> <p>民間施設整備運営企業は、以下の要件を満たすこと。なお、複数の企業が分担して行う場合は、<b><u>定期借地権設定契約公正証書の契約締結者は(ア)を満たした上で、契約締結者以外が(イ)を満たすこと。</u></b></p> <p>(ア) 民間施設の施設所有者としての<b><u>実績</u></b>を有すること。</p>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
			(イ) 民間施設の運営実績を有すること。
3	36	<p>8. 1 立地に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>事業対象地：千葉県印西市中央南一丁目 <u>2番地の一部、4番地1及び4番地3</u></p> <p>(北総鉄道北総線千葉ニュータウン中央駅から徒歩5分)</p> <p>敷地面積：約 <u>11,800 m<sup>2</sup></u> (市有地) ※図上計測</p> <p>(略)</p>	<p>8. 1 立地に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>事業対象地：千葉県印西市中央南一丁目 <b><u>2番地2、2番地3、4番地1、4番地3及び4番地6</u></b></p> <p>(北総鉄道北総線千葉ニュータウン中央駅から徒歩5分)</p> <p>敷地面積：<b><u>11,857.93 m<sup>2</sup></u></b></p> <p>(略)</p>

<要求水準書>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
1	目次	<p>&lt;添付資料&gt;</p> <p>（略）</p> <p>添付資料7：中央駅前地域交流館主催事業実績</p>	<p>&lt;添付資料&gt;</p> <p>（略）</p> <p>添付資料7：中央駅前地域交流館主催事業実績</p> <p><b>添付資料8：事業対象地用地実測図</b></p>
2	9	<p>1. 事業対象地の基本条件</p> <p>事業対象地：千葉県印西市中央南一丁目 <u>2番地の一部、4番地1及び4番地3</u></p> <p>（北総鉄道北総線千葉ニュータウン中央駅から徒歩5分）</p> <p>敷地面積：約 <u>11,800 m<sup>2</sup></u>（市有地）※<u>図上計測</u></p> <p>（略）</p>	<p>1. 事業対象地の基本条件</p> <p>事業対象地：千葉県印西市中央南一丁目 <b><u>2番地2、2番地3、4番地1、4番地3及び4番地6</u></b></p> <p>（北総鉄道北総線千葉ニュータウン中央駅から徒歩5分）</p> <p>敷地面積：<b><u>11,857.93 m<sup>2</sup></u></b></p> <p>（略）</p>
3	9	<p>1. 事業対象地の基本条件</p> <p>（略）</p> <p>※事業対象地現況図のCADデータ（DXF形式）を配付する。配付の詳細は募集要項によること。</p> <p>※<u>上記により配付する事業対象地現況図には、1号館南側・東側の一部の事業対象地の範囲が示されていない。今後、市が測量を実施した上で、1号館南側・東側の一部の事業対象地を示した図面を作成し、敷地面積を改めて提示する予定である。なお、当該図面の配付の方法及び敷地面積については、準備が整い次第、別途ホームページに掲載する。</u></p> <p>（略）</p>	<p>1. 事業対象地の基本条件</p> <p>（略）</p> <p>※事業対象地現況図のCADデータ（DXF形式）を配付する。配付の詳細は募集要項によること。</p> <p>※<b><u>事業対象地のうち、2番地2及び2番地3については、1号館の建築基準法に基づく確認申請上の敷地として設定されているため、当該敷地については、新施設、民間施設及び立体駐車場の確認申請上の敷地設定から除外すること。</u></b></p> <p>（略）</p>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
4	18	①一般事項 （略） ・新施設における水道・電気・ガス料金について、 <u>管理区分</u> ごとの使用料が明確になるよう子メーター等を設置すること。	①一般事項 （略） ・新施設における水道・電気・ガス料金について、 <u>新施設、民間施設及び駐車場の管理区分（以下「施設管理区分」という。）</u> ごとの使用料が明確になるよう子メーター等を設置すること。
5	19	② a.電灯設備 （略） ・ <u>管理区分</u> ごとに照明の一括操作ができるようにすること。 （略）	② a.電灯設備 （略） ・ <u>施設管理区分</u> ごとに照明の一括操作ができるようにすること。 （略）
6	21	③ a.空調設備 （略） ・ <u>管理区分</u> ごとに一括管理ができるようにすること。	③ a.空調設備 （略） ・ <u>施設管理区分</u> ごとに一括管理ができるようにすること。
7	21	③ b.換気設備 （略） ・ <u>管理区分</u> ごとに一括管理ができるようにすること。 （略）	③ b.換気設備 （略） ・ <u>施設管理区分</u> ごとに一括管理ができるようにすること。 （略）
8	23	⑦その他 ・安全確保のため、適宜、車止め、安全柵等を設ける。 ・新施設の管理事務室の廊下側の壁面に、郵便受け（施錠可能なもの）を設置すること。	⑦その他 ・安全確保のため、適宜、車止め、安全柵等を設ける。 ・新施設の管理事務室の廊下側の壁面に、郵便受け（施錠可能なもの）を設置すること。 ・ <u>外構（公共）と隣接する敷地との境界部分は、連続性や一体性を確保すること。なお、事業対象地における全ての工事完了時に、必要に応じて隣接する敷地との境界部分に必要な措置を施すこと。</u>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
9	34	<p>(2) 2号館の解体及び撤去設計 (略)</p> <p>・2号館の概要は、「表15 2号館の概要」のとおりである。<u>なお、新施設の供用開始時（市による新施設への移転業務完了後）の2号館における什器備品の残置物を含み解体撤去対象とする。</u> (略)</p>	<p>(2) 2号館の解体及び撤去設計 (略)</p> <p>・2号館の概要は、「表15 2号館の概要」のとおりである。 <u>(削除)</u> (略)</p>
10	44	<p>(1) 全般事項</p> <p>・<u>開館日に新施設及び1号館の供用を開始できるように、施設、設備の準備及び物品等の調達、搬入、設置等の準備を行うこと。</u></p> <p>・選定事業者は、令和7年2月末までに市が調達する什器備品の搬入設置を市が完了するよう、必要な調整等を行うこと。</p> <p>・選定事業者は、本施設をPRするためのグッズ等を市の承認を得て作成することができる。</p>	<p>(1) 全般事項 <u>(削除)</u></p> <p>・選定事業者は、令和7年2月末までに市が調達する什器備品の搬入設置を市が完了するよう、必要な調整等を行うこと。</p> <p>・選定事業者は、本施設をPRするためのグッズ等を市の承認を得て作成することができる。</p>
11	55	<p>1) 生涯学習事業・文化芸術事業</p> <p>これまで中央駅前地域交流館が実施している主催事業(子育て及び児童館機能を除く。)と同程度以上の事業を実施するとともに、幅広い文化芸術活動に多くの市民が触れることのできる事業を展開すること。</p> <p>なお、主催事業の実施についてはサービス対価に含むものとする。また、事業内容及び事業費の詳細は「別添資料4 サービス対価の算定、支払及び改定方法」のP.16(参考2)を参照すること。</p>	<p>1) 生涯学習事業・文化芸術事業</p> <p>これまで中央駅前地域交流館が実施している主催事業(子育て及び児童館機能を除く。)と同程度以上の事業を実施するとともに、幅広い文化芸術活動に多くの市民が触れることのできる事業を展開すること。<u>主催事業の企画、実施に当たっては、前年度9月末日までに主催事業企画書を提出し、承認を得ること。また、事業実施後は、翌月10日までに主催事業報告書を提出すること。</u></p> <p>なお、主催事業の実施についてはサービス対価に含むものとする。また、事業内容及び事業費の詳細は「別添資料4 サービス対価の算定、支払及び改定方法」のP.16(参考2)を参照すること。</p>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
12	56	<p>2) 自主事業</p> <p>選定事業者は、自らの提案により自主事業を実施することができる。自主事業の企画、実施に当たっては、<u>事前に市への事業計画書、収支予算書等を提出し、承認を得ること。</u></p> <p>なお、自主事業の実施についてはサービス対価に含まないものとする。</p>	<p>2) 自主事業</p> <p>選定事業者は、自らの提案により自主事業を実施することができる。自主事業の企画、実施に当たっては、<u>前年度9月末日までに自主事業企画書を提出し、承認を得ること。また、事業実施後は、翌月10日までに自主事業報告書を提出すること。</u>なお、自主事業の実施についてはサービス対価に含まないものとする。</p>
13	57	<p><u>(6) その他</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(6) カフェ事業等について（自主事業）</u></p> <p>選定事業者は自らの提案により、自主事業として、<u>新施設の一部を使用し、「公共施設利用者の利便性の向上に資する事業（カフェ事業等）」を実施することができる（任意提案）。</u></p> <p>なお、カフェ事業等の実施に当たっては、以下に留意すること。</p> <p>①<u>設計段階において、規模や配置等について市と協議を行い、承認を得ること。</u></p> <p>②<u>カフェ事業等に係る内装の整備、什器備品・調理機器等の調達及び維持管理・運営に係る費用は、本事業のサービス対価には含めず、選定事業者が負担すること。</u></p> <p>③<u>公共施設本来の機能に影響がないよう、できる限り小規模なスペースで実施すること。</u></p> <p>④<u>カフェ事業等終了後、当該事業に係る設備等を撤去した後も、公共スペースとしての調和がとれるよう、管理区分、配置等に配慮すること。</u></p> <p>⑤<u>カフェ事業等の撤退時には、当該事業の実施のために整備した内装、什器備品・調理機器等は全て撤去すること。</u></p> <p>⑥<u>カフェ事業等の企画、実施に当たっては、毎年度、前年度の9月末日までに自主事業企画書を提出し、承認を得ること。</u></p> <p><u>(7) その他</u></p> <p>(略)</p>

<要求水準書 別紙>

No.	別紙	頁	諸室名	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）																												
1	別紙2	8	芸術ホール	<p>&lt;諸室仕様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平土間形式とし、固定式のステージを設け、可動席で300人（移動観覧席 <u>3/2程度</u>、スタッキングチェア <u>1/3程度</u>）が収容できるようにする。</li> </ul>	<p>&lt;諸室仕様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平土間形式とし、固定式のステージを設け、可動席で300人（移動観覧席 <u>2/3以上とし</u>、スタッキングチェアは、<u>移動観覧席と合わせて300席</u>）が収容できるようにする。</li> </ul>																												
2	別紙2	8	芸術ホール	<p>&lt;諸室仕様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステージの高さは1m弱とし可動式の踏み段を設ける。ステージ下は収納（90㎡程度）とする。</li> </ul>	<p>&lt;諸室仕様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステージは、<u>幅16m・奥行6m以上</u>、高さは1m弱とし可動式の踏み段を設ける。ステージ下は収納（90㎡程度）とする。</li> </ul>																												
3	別紙4	7	芸術ホール	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">什器備品</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">備考(形状や仕様について)</th> <th colspan="2">調達</th> <th rowspan="2">既</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタッキングチェア</td> <td>80</td> <td>移動観覧席と一体で利用できるよう、デザインや仕様に配慮すること</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	什器備品	数量	備考(形状や仕様について)	調達		既	市	事	スタッキングチェア	80	移動観覧席と一体で利用できるよう、デザインや仕様に配慮すること		○		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">什器備品</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">備考(形状や仕様について)</th> <th colspan="2">調達</th> <th rowspan="2">既</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタッキングチェア</td> <td>右記</td> <td>300席のうち移動観覧席を2/3以上とし、スタッキングチェアは、移動観覧席と合わせて300席となる座席分を設置し、移動観覧席と一体で利用できるよう、デザインや仕様に配慮すること</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	什器備品	数量	備考(形状や仕様について)	調達		既	市	事	スタッキングチェア	右記	300席のうち移動観覧席を2/3以上とし、スタッキングチェアは、移動観覧席と合わせて300席となる座席分を設置し、移動観覧席と一体で利用できるよう、デザインや仕様に配慮すること		○	
什器備品	数量	備考(形状や仕様について)	調達					既																									
			市	事																													
スタッキングチェア	80	移動観覧席と一体で利用できるよう、デザインや仕様に配慮すること		○																													
什器備品	数量	備考(形状や仕様について)	調達		既																												
			市	事																													
スタッキングチェア	右記	300席のうち移動観覧席を2/3以上とし、スタッキングチェアは、移動観覧席と合わせて300席となる座席分を設置し、移動観覧席と一体で利用できるよう、デザインや仕様に配慮すること		○																													
4	別紙5	1	—	<p>◆ 1号館の改修内容について</p> <p>1号館の改修にあたっては、原則、以下の内容とする。なお、既存諸室の内容については、別紙5以外に配付する「平成23年度改修工事竣工図」を確認すること。</p>	<p>◆ 1号館の改修内容について</p> <p>1号館の改修にあたっては、原則、以下の内容とする。なお、既存諸室の内容や、<u>既存・改修後の詳細な面積</u>については、別紙5以外に配付する「平成23年度改修工事竣工図」を確認すること。</p>																												
5	別紙5	2	マルチルーム	<p>&lt;諸室仕様&gt;（改修後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の準備室は、サークル団体備品倉庫とするため<u>活動室</u>と区分する。そのため前室を撤去する。</li> </ul>	<p>&lt;諸室仕様&gt;（改修後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の準備室は、サークル団体備品倉庫とするため<u>マルチルーム</u>と区分する。そのため前室を撤去する。</li> </ul>																												
6	別紙5	3	共同溝管理事務所事務室	<p>&lt;諸室名&gt;（既存）</p> <p>事務室の一部</p>	<p>&lt;諸室名&gt;（既存）</p> <p>事務室の一部、<u>湯沸室、休憩室</u></p>																												

No.	別紙	頁	諸室名	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
7	別紙5	3	共同溝 管理事務 所事務室	<面積> (既存) 事務室 101 m <sup>2</sup>  (改修後) 60 m <sup>2</sup>	<面積> (既存) 事務室 101 m <sup>2</sup> <u>湯沸室・休憩室 約14 m<sup>2</sup></u>  (改修後) 60 m <sup>2</sup> <u>(湯沸室・書庫含む)</u>
8	別紙5	3	共同溝 管理事務 所事務室	<諸室仕様> (既存) ・事務机、椅子が設置されている。	<諸室仕様> (既存) ・事務机、椅子が設置されている。 ・ <u>休憩室に畳、押し入れが設置されている。</u>
9	別紙5	3	共同溝 管理事務 所事務室	<諸室仕様> (改修後) ・休日夜間緊急時には出入りができるようにする。	<諸室仕様> (改修後) ・休日夜間緊急時には出入りができるようにする。 ・ <u>共同溝管理事務所への出入りがしやすいように、湯沸室と休憩室(既存)の間の壁の位置を調整する。(既存の壁を撤去し、更新する。)</u> ・ <u>既存の休憩室は書庫とし、畳、押し入れを撤去し、床・壁を更新する。また、収納棚を設置する。</u>
10	別紙6	1	—	<改修内容> ・コンセントの撤去・更新、電話通信設備・LAN設備の撤去・更新・増設、時計の撤去・更新、講義等に使用する設備の増設、TVアンテナの移設、施設設備複合盤の移設、照明設備の撤去・更新（レクリエーションホールのみ）を行う。 ・流し台、洗面台の撤去・ <u>移設</u> ・増設（給排水設備工事を含む）を行う。	<改修内容> ・コンセントの撤去・更新、電話通信設備・LAN設備の撤去・更新・増設、時計の撤去・更新、講義等に使用する設備の増設、TVアンテナの移設、施設設備複合盤の移設、照明設備の撤去・更新（レクリエーションホールのみ）を行う。 ・流し台、洗面台の撤去・増設（給排水設備工事を含む）を行う。 ・ <u>間仕切り壁の位置の変更に伴い、照明、空調、換気設備の撤去や更新、増設が必要となる場合は実施する。</u> ・ <u>各諸室（間仕切り壁で区切った後の各スペースを含む）で照明、空調、換気の設定ができるように、必要に応じてスイッチの撤去や更新、増設を行う。</u>
11	別紙6	1	調理実 習室	<その他> —	<その他> ・ <u>排気、換気に留意し、調理時の臭気が他の部屋に広がらないように、換気設備を更新する。</u>
12	添付 資料8				<u>(添付資料8を追加)</u> <u>添付資料8 事業対象地用地実測図</u>



<様式集及び記載要領>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）																																																																						
1	提案書作成上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者名の枠は、<u>応募グループ内の代表企業名</u>を記載してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者名の枠は、<u>応募グループ名</u>を記載してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（略）</p>																																																																						
2	提案書作成上の留意点	<p style="text-align: center;">（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案時のサービス対価の前提となる基準金利は、令和3年6月28日東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース<u>15年物</u>（円／円）金利スワップレートとし、<u>0.218%</u>としてください。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案時のサービス対価の前提となる基準金利は、令和3年6月28日東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース<u>20年物</u>（円／円）金利スワップレートとし、<u>0.338%</u>としてください。</li> </ul>																																																																						
3	審査様式一覧	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">様式番号及びタイトル</td></tr> <tr><td colspan="2">…</td></tr> <tr><td colspan="2">（様式2-12）応募者の参加資格要件確認書（民間施設整備運営企業）</td></tr> <tr><td colspan="2">3 応募辞退時の提出書類</td></tr> <tr><td colspan="2">…</td></tr> </table>	様式番号及びタイトル		…		（様式2-12）応募者の参加資格要件確認書（民間施設整備運営企業）		3 応募辞退時の提出書類		…		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">様式番号及びタイトル</td></tr> <tr><td colspan="2">…</td></tr> <tr><td colspan="2">（様式2-12）応募者の参加資格要件確認書（民間施設整備運営企業）</td></tr> <tr><td colspan="2">（<b>様式2-13</b>）<u>応募者の参加資格要件確認書（カフェ事業等）</u></td></tr> <tr><td colspan="2">3 応募辞退時の提出書類</td></tr> <tr><td colspan="2">…</td></tr> </table>	様式番号及びタイトル		…		（様式2-12）応募者の参加資格要件確認書（民間施設整備運営企業）		（ <b>様式2-13</b> ） <u>応募者の参加資格要件確認書（カフェ事業等）</u>		3 応募辞退時の提出書類		…																																																	
様式番号及びタイトル																																																																									
…																																																																									
（様式2-12）応募者の参加資格要件確認書（民間施設整備運営企業）																																																																									
3 応募辞退時の提出書類																																																																									
…																																																																									
様式番号及びタイトル																																																																									
…																																																																									
（様式2-12）応募者の参加資格要件確認書（民間施設整備運営企業）																																																																									
（ <b>様式2-13</b> ） <u>応募者の参加資格要件確認書（カフェ事業等）</u>																																																																									
3 応募辞退時の提出書類																																																																									
…																																																																									
4	様式2-1	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">書類</th> <th rowspan="2">部数</th> <th colspan="2">応募者</th> <th colspan="2">市</th> </tr> <tr> <th>添付確認</th> <th>部数確認</th> <th>添付確認</th> <th>部数確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>様式2-3</td> <td rowspan="3">3 (正本1部、 副本2部)</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>様式2-4</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table>	書類	部数	応募者		市		添付確認	部数確認	添付確認	部数確認	…	…	…	…	…	…	様式2-3	3 (正本1部、 副本2部)	…	…	…	…	様式2-4	…	…	…	…	…	…	…	…	…	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">書類</th> <th rowspan="2">部数</th> <th colspan="2">応募者</th> <th colspan="2">市</th> </tr> <tr> <th>添付確認</th> <th>部数確認</th> <th>添付確認</th> <th>部数確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>様式2-3</td> <td rowspan="3">3 (正本1部、 副本2部)</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>様式2-4</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td><b>様式2-13</b></td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table>	書類	部数	応募者		市		添付確認	部数確認	添付確認	部数確認	…	…	…	…	…	…	様式2-3	3 (正本1部、 副本2部)	…	…	…	…	様式2-4	…	…	…	…	…	…	…	…	…	<b>様式2-13</b>	…	…	…	…	…
書類	部数	応募者			市																																																																				
		添付確認	部数確認	添付確認	部数確認																																																																				
…	…	…	…	…	…																																																																				
様式2-3	3 (正本1部、 副本2部)	…	…	…	…																																																																				
様式2-4		…	…	…	…																																																																				
…		…	…	…	…																																																																				
書類	部数	応募者		市																																																																					
		添付確認	部数確認	添付確認	部数確認																																																																				
…	…	…	…	…	…																																																																				
様式2-3	3 (正本1部、 副本2部)	…	…	…	…																																																																				
様式2-4		…	…	…	…																																																																				
…		…	…	…	…																																																																				
<b>様式2-13</b>	…	…	…	…	…																																																																				

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）								
5	様式 2-2	<p>[ ]グループは、次の者を<u>構成企業及び協力企業</u>とし、その代表者を [ ]として、令和3年7月5日付けで募集要項等が公表された「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業」の提案審査への参加を表明します。</p> <p>なお、<u>構成企業及び協力企業</u>は、他グループの<u>構成企業又は協力企業</u>として「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業」の公募型プロポーザルに参加しないことを誓約します。</p>	<p>[ ]グループは、次の者を<u>構成企業、協力企業及び民間施設整備運営企業</u>とし、その代表者を [ ]として、令和3年7月5日付けで募集要項等が公表された「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業」の提案審査への参加を表明します。</p> <p>なお、<u>構成企業、協力企業及び民間施設整備運営企業</u>は、他グループの<u>構成企業、協力企業及び民間施設整備運営企業</u>として「(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業」の公募型プロポーザルに参加しないことを誓約します。</p>								
6	様式 2-2	—	<p>(追加)</p> <table border="1"> <tr> <td>民間施設整備運営企業</td> <td>所在地 商号又は名称 代表者職氏名 担当者氏名 所属 所在地 電話 E-Mail グループにおける役割：</td> <td>㊟</td> </tr> </table>	民間施設整備運営企業	所在地 商号又は名称 代表者職氏名 担当者氏名 所属 所在地 電話 E-Mail グループにおける役割：	㊟					
民間施設整備運営企業	所在地 商号又は名称 代表者職氏名 担当者氏名 所属 所在地 電話 E-Mail グループにおける役割：	㊟									
7	様式 2-3	<p>&lt;共通&gt; ②<u>構成企業</u>及び民間施設整備運営企業の決算書（直近3期分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表）</p>	<p>&lt;共通&gt; ②<u>構成員</u>及び民間施設整備運営企業の決算書（直近3期分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表）</p>								
8	様式 2-3	<p>&lt;民間施設整備運営企業&gt; ※複数の企業が分担して行う場合は、<u>すべての企業分の㊟を提出し、1者以上分の㊠を提出すること。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>㊟</td> <td>民間施設の施設所有者としての<u>運営実績</u>を証明する資料</td> </tr> <tr> <td>㊠</td> <td>民間施設の<u>運営実績</u>を証明する資料</td> </tr> </table>	㊟	民間施設の施設所有者としての <u>運営実績</u> を証明する資料	㊠	民間施設の <u>運営実績</u> を証明する資料	<p>&lt;民間施設整備運営企業&gt; ※複数の企業が分担して行う場合は、<u>定期借地権設定契約公正証書の契約締結予定企業の㊟を提出し、契約締結者以外の企業については㊠を提出すること。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>㊟</td> <td>民間施設の施設所有者としての<u>実績</u>を証明する資料</td> </tr> <tr> <td>㊠</td> <td>民間施設の<u>運営実績</u>を証明する資料</td> </tr> </table>	㊟	民間施設の施設所有者としての <u>実績</u> を証明する資料	㊠	民間施設の <u>運営実績</u> を証明する資料
㊟	民間施設の施設所有者としての <u>運営実績</u> を証明する資料										
㊠	民間施設の <u>運営実績</u> を証明する資料										
㊟	民間施設の施設所有者としての <u>実績</u> を証明する資料										
㊠	民間施設の <u>運営実績</u> を証明する資料										

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）		
9	様式 2-3	—	<p><u>（追加）</u>  <u>＜カフェ事業等＞</u>  <b>※カフェ事業等を提案する場合、当該事業を運営する企業の⑩を提出すること。</b></p> <table border="1"> <tr> <td>⑩</td> <td>カフェ事業等と同様の運営実績を証明する資料</td> </tr> </table>	⑩	カフェ事業等と同様の運営実績を証明する資料
⑩	カフェ事業等と同様の運営実績を証明する資料				
10	様式 2-12	<p>応募者の資格要件確認書（民間施設整備運営企業）  （略）</p> <p><u>民間施設の運営実績（1者以上分は民間施設の施設所有者としての運営実績）</u></p>	<p>応募者の資格要件確認書（民間施設整備運営企業）  （略）</p> <p><u>民間施設の各種実績（施設所有・運営）※該当する実績に○をつけてください。</u></p>		
11	様式 2-13	—	<p><u>（様式2-13を追加）</u>  <b>様式2-13 応募者の資格要件確認書（カフェ事業等）</b></p>		
12	様式 3-1	<p>応募辞退届  <u>平成</u> 年 月 日  （略）</p>	<p>応募辞退届  <u>令和</u> 年 月 日  （略）</p>		

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13	様式 9-4-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">【新施設】</th> <th colspan="2">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>算定根拠</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>合計金額</th> <th>うち、サービス対価A-1</th> <th>うち、サービス対価A-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">①設計業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各種調査等業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本設計業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実施設計業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>申請業務等業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">②工事監理業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事監理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">③建設業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気設備工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>舞台設備工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>外構工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">④什器備品の調達及び設置に関する業務（選定事業者調達分）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新施設】							(単位：円)		項目	算定根拠	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計金額	うち、サービス対価A-1	うち、サービス対価A-2	①設計業務費											各種調査等業務費										基本設計業務費										実施設計業務費										申請業務等業務費																			②工事監理業務費											工事監理費																			③建設業務費											仮設工事費										建築工事費										電気設備工事費										機械設備工事費										舞台設備工事費										外構工事費																			④什器備品の調達及び設置に関する業務（選定事業者調達分）																														<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">【新施設】</th> <th colspan="2">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>算定根拠</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>合計金額</th> <th>うち、サービス対価A-1</th> <th>うち、サービス対価A-2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">①設計業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各種調査等業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基本設計業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実施設計業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>申請業務等業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">②工事監理業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事監理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">③建設業務費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気設備工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>舞台設備工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>外構工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">④什器備品の調達及び設置に関する業務（選定事業者調達分）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10"><b>選定事業者の資金調達に要する費用</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>S.P.C組成費</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>S.P.C管理費</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>竣工金別</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新施設】							(単位：円)		項目	算定根拠	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計金額	うち、サービス対価A-1	うち、サービス対価A-2	①設計業務費											各種調査等業務費										基本設計業務費										実施設計業務費										申請業務等業務費																			②工事監理業務費											工事監理費																			③建設業務費											仮設工事費										建築工事費										電気設備工事費										機械設備工事費										舞台設備工事費										外構工事費																			④什器備品の調達及び設置に関する業務（選定事業者調達分）																														<b>選定事業者の資金調達に要する費用</b>																					<b>S.P.C組成費</b>																				<b>S.P.C管理費</b>																				<b>竣工金別</b>																		
		【新施設】							(単位：円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
項目	算定根拠	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計金額	うち、サービス対価A-1	うち、サービス対価A-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
①設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	各種調査等業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	基本設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	実施設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	申請業務等業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
②工事監理業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	工事監理費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
③建設業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	仮設工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	建築工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	電気設備工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	機械設備工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	舞台設備工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	外構工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
④什器備品の調達及び設置に関する業務（選定事業者調達分）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
【新施設】							(単位：円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
項目	算定根拠	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計金額	うち、サービス対価A-1	うち、サービス対価A-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
①設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	各種調査等業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	基本設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	実施設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	申請業務等業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
②工事監理業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	工事監理費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
③建設業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	仮設工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	建築工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	電気設備工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	機械設備工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	舞台設備工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	外構工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
④什器備品の調達及び設置に関する業務（選定事業者調達分）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<b>選定事業者の資金調達に要する費用</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<b>S.P.C組成費</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<b>S.P.C管理費</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<b>竣工金別</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）																																																																																																																																																				
14	様式 9-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【新施設】</th> <th colspan="2">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>算定根拠</th> <th>単年度</th> <th>事業期間計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">①総括管理業務費</td> </tr> <tr> <td>開館準備業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常管理業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の管理業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">②維持管理業務費</td> </tr> <tr> <td>保守・点検業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>修繕・更新業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞台設備の修繕・更新業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外構（公共）の維持管理業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>光熱水費 (電気・ガス・上下水道の合計)</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内訳) 電気</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    上下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新施設】		(単位：円)		項目	算定根拠	単年度	事業期間計	①総括管理業務費				開館準備業務費				日常管理業務費				その他の管理業務費				②維持管理業務費				保守・点検業務費				清掃業務費				警備業務費				修繕・更新業務費				舞台設備の修繕・更新業務費				外構（公共）の維持管理業務費				光熱水費 (電気・ガス・上下水道の合計)	—			(内訳) 電気				ガス				上下水道				その他の業務費				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【新施設】</th> <th colspan="2">(単位：円)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>算定根拠</th> <th>単年度</th> <th>事業期間計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">①総括管理業務費</td> </tr> <tr> <td>開館準備業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常管理業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の管理業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">②維持管理業務費</td> </tr> <tr> <td>保守・点検業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>修繕・更新業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>舞台設備の修繕・更新業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外構（公共）の維持管理業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>光熱水費 (電気・ガス・上下水道の合計)</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内訳) 電気</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    上下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>S P C管理費</b></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【新施設】		(単位：円)		項目	算定根拠	単年度	事業期間計	①総括管理業務費				開館準備業務費				日常管理業務費				その他の管理業務費				②維持管理業務費				保守・点検業務費				清掃業務費				警備業務費				修繕・更新業務費				舞台設備の修繕・更新業務費				外構（公共）の維持管理業務費				光熱水費 (電気・ガス・上下水道の合計)	—			(内訳) 電気				ガス				上下水道				その他の業務費				<b>S P C管理費</b>			
【新施設】		(単位：円)																																																																																																																																																					
項目	算定根拠	単年度	事業期間計																																																																																																																																																				
①総括管理業務費																																																																																																																																																							
開館準備業務費																																																																																																																																																							
日常管理業務費																																																																																																																																																							
その他の管理業務費																																																																																																																																																							
②維持管理業務費																																																																																																																																																							
保守・点検業務費																																																																																																																																																							
清掃業務費																																																																																																																																																							
警備業務費																																																																																																																																																							
修繕・更新業務費																																																																																																																																																							
舞台設備の修繕・更新業務費																																																																																																																																																							
外構（公共）の維持管理業務費																																																																																																																																																							
光熱水費 (電気・ガス・上下水道の合計)	—																																																																																																																																																						
(内訳) 電気																																																																																																																																																							
ガス																																																																																																																																																							
上下水道																																																																																																																																																							
その他の業務費																																																																																																																																																							
【新施設】		(単位：円)																																																																																																																																																					
項目	算定根拠	単年度	事業期間計																																																																																																																																																				
①総括管理業務費																																																																																																																																																							
開館準備業務費																																																																																																																																																							
日常管理業務費																																																																																																																																																							
その他の管理業務費																																																																																																																																																							
②維持管理業務費																																																																																																																																																							
保守・点検業務費																																																																																																																																																							
清掃業務費																																																																																																																																																							
警備業務費																																																																																																																																																							
修繕・更新業務費																																																																																																																																																							
舞台設備の修繕・更新業務費																																																																																																																																																							
外構（公共）の維持管理業務費																																																																																																																																																							
光熱水費 (電気・ガス・上下水道の合計)	—																																																																																																																																																						
(内訳) 電気																																																																																																																																																							
ガス																																																																																																																																																							
上下水道																																																																																																																																																							
その他の業務費																																																																																																																																																							
<b>S P C管理費</b>																																																																																																																																																							

<サービス対価の算定、支払及び改定方法>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）																																		
1	目次	(略) (参考2) 生涯学習事業及び文化芸術事業の事業費	(略) (参考2) 生涯学習事業及び文化芸術事業の事業費 <u>(参考3) 中央駅前地域交流館の財務情報等……………17</u>  <u>－添付資料－</u> <u>添付資料1：中央駅前地域交流館施設カルテ</u>																																		
2	2	<p>表1 サービス対価の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費用項目</th> <th colspan="2">費用の内容</th> </tr> <tr> <th>選定事業者が行う業務</th> <th>構成される費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>サービス対価A-1 右記業務費の一括 支払分</td> <td>…</td> <td>・左記業務に係る費用 ・選定事業者の資金調 達に要する費用</td> </tr> <tr> <td>サービス対価A-2 右記業務費の割賦 支払分</td> <td>…</td> <td>・SPC 組成費 ・建中金利 ・左記業務に係る割賦 支払利息</td> </tr> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	費用の内容		選定事業者が行う業務	構成される費用の内容	…	…	…	サービス対価A-1 右記業務費の一括 支払分	…	・左記業務に係る費用 ・選定事業者の資金調 達に要する費用	サービス対価A-2 右記業務費の割賦 支払分	…	・SPC 組成費 ・建中金利 ・左記業務に係る割賦 支払利息	…	…	…	<p>表1 サービス対価の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費用項目</th> <th colspan="2">費用の内容</th> </tr> <tr> <th>選定事業者が行う業務</th> <th>構成される費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>サービス対価A-1 右記業務費の一括 支払分</td> <td>…</td> <td>・左記業務に係る費用 ・選定事業者の資金調 達に要する費用</td> </tr> <tr> <td>サービス対価A-2 右記業務費の割賦 支払分</td> <td>…</td> <td>・SPC 組成費 ・<b>SPC 管理費</b> ・建中金利 ・左記業務に係る割賦 支払利息</td> </tr> <tr> <td>…</td> <td>…</td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	費用の内容		選定事業者が行う業務	構成される費用の内容	…	…	…	サービス対価A-1 右記業務費の一括 支払分	…	・左記業務に係る費用 ・選定事業者の資金調 達に要する費用	サービス対価A-2 右記業務費の割賦 支払分	…	・SPC 組成費 ・ <b>SPC 管理費</b> ・建中金利 ・左記業務に係る割賦 支払利息	…	…	…
費用項目	費用の内容																																				
	選定事業者が行う業務	構成される費用の内容																																			
…	…	…																																			
サービス対価A-1 右記業務費の一括 支払分	…	・左記業務に係る費用 ・選定事業者の資金調 達に要する費用																																			
サービス対価A-2 右記業務費の割賦 支払分	…	・SPC 組成費 ・建中金利 ・左記業務に係る割賦 支払利息																																			
…	…	…																																			
費用項目	費用の内容																																				
	選定事業者が行う業務	構成される費用の内容																																			
…	…	…																																			
サービス対価A-1 右記業務費の一括 支払分	…	・左記業務に係る費用 ・選定事業者の資金調 達に要する費用																																			
サービス対価A-2 右記業務費の割賦 支払分	…	・SPC 組成費 ・ <b>SPC 管理費</b> ・建中金利 ・左記業務に係る割賦 支払利息																																			
…	…	…																																			

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）								
3	3	<p>(1) サービス対価 A-1 の算定条件 サービス対価 A-1 の算定条件は、以下のとおりとする。</p> <p>表 3 サービス対価 A-1 の算定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス対価 A-1 の 対象業務に係る費用</th> <th>算定条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務<sup>※1</sup></td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：新施設の建設工事と一体として整備される什器備品。新施設と一体不可分的な機能を有する什器備品の購入費及び設置費のみ対象 ※2：<u>起債充当率</u>（75%）は、当該サービス対価の支払年度に確定する。</p>	サービス対価 A-1 の 対象業務に係る費用	算定条件	(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 <sup>※1</sup>	…	<p>(1) サービス対価 A-1 の算定条件 サービス対価 A-1 の算定条件は、以下のとおりとする。</p> <p>表 3 サービス対価 A-1 の算定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス対価 A-1 の 対象業務に係る費用</th> <th>算定条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 <u>(基本設計業務は除く。)</u> (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務<sup>※1</sup></td> <td>…</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：新施設の建設工事と一体として整備される什器備品。新施設と一体不可分的な機能を有する什器備品の購入費及び設置費のみ対象 ※2：<u>地方債充当率</u>（75%）は、当該サービス対価の支払年度に確定する。</p>	サービス対価 A-1 の 対象業務に係る費用	算定条件	(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 <u>(基本設計業務は除く。)</u> (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 <sup>※1</sup>	…
サービス対価 A-1 の 対象業務に係る費用	算定条件										
(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 <sup>※1</sup>	…										
サービス対価 A-1 の 対象業務に係る費用	算定条件										
(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 <u>(基本設計業務は除く。)</u> (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 <sup>※1</sup>	…										

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）								
4	4	<p>表4 サービス対価A-2の算定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス対価A-2の対象業務に係る費用</th> <th>算定条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 (エ)選定事業者の資金調達に要する費用 (オ)SPC組成費用 (カ)建中金利 (キ)上記の割賦支払利息</td> <td>左記(ア)～(カ)の合計金額から「サービス対価A-1」を差し引いた金額に(キ)を加えたもの</td> </tr> </tbody> </table>	サービス対価A-2の対象業務に係る費用	算定条件	(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 (エ)選定事業者の資金調達に要する費用 (オ)SPC組成費用 (カ)建中金利 (キ)上記の割賦支払利息	左記(ア)～(カ)の合計金額から「サービス対価A-1」を差し引いた金額に(キ)を加えたもの	<p>表4 サービス対価A-2の算定条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス対価A-2の対象業務に係る費用</th> <th>算定条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 (エ)選定事業者の資金調達に要する費用 (オ)SPC組成費用 <b>(カ)SPC管理費用</b> (キ)建中金利 (ク)上記の割賦支払利息</td> <td>左記(ア)～(キ)の合計金額から「サービス対価A-1」を差し引いた金額に(ク)を加えたもの</td> </tr> </tbody> </table>	サービス対価A-2の対象業務に係る費用	算定条件	(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 (エ)選定事業者の資金調達に要する費用 (オ)SPC組成費用 <b>(カ)SPC管理費用</b> (キ)建中金利 (ク)上記の割賦支払利息	左記(ア)～(キ)の合計金額から「サービス対価A-1」を差し引いた金額に(ク)を加えたもの
サービス対価A-2の対象業務に係る費用	算定条件										
(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 (エ)選定事業者の資金調達に要する費用 (オ)SPC組成費用 (カ)建中金利 (キ)上記の割賦支払利息	左記(ア)～(カ)の合計金額から「サービス対価A-1」を差し引いた金額に(キ)を加えたもの										
サービス対価A-2の対象業務に係る費用	算定条件										
(ア)新施設の設計及び建設に関する業務 (イ)1号館の一部改修に関する業務 (ウ)什器備品の調達及び設置に関する業務 (エ)選定事業者の資金調達に要する費用 (オ)SPC組成費用 <b>(カ)SPC管理費用</b> (キ)建中金利 (ク)上記の割賦支払利息	左記(ア)～(キ)の合計金額から「サービス対価A-1」を差し引いた金額に(ク)を加えたもの										
5	4	<p>(4) サービス対価A-2の支払方法 (略)</p> <p>・基準金利は、東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示されている6ヶ月 LIBOR ベース <u>15年物</u> (円/円) 金利スワップレートとする。金利の固定は新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) サービス対価A-2の支払方法 (略)</p> <p>・基準金利は、東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示されている6ヶ月 LIBOR ベース <b>20年物</b> (円/円) 金利スワップレートとする。金利の固定は新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前とする。</p> <p>(略)</p>								
6	5	<p>(5) サービス対価A-3の算定条件 (略)</p> <p>※：<u>起債充当率</u> (75%) は、当該サービス対価の支払年度に確定する。</p>	<p>(5) サービス対価A-3の算定条件 (略)</p> <p>※：<u>地方債充当率</u> (75%) は、当該サービス対価の支払年度に確定する。</p>								



No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
7	6	<p>(8) サービス対価 A-4 の算定条件 (略)</p> <p>・基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース <u>15 年物</u> (円/円) 金利スワップレートとする。金利の固定は交差点及び敷地内市道の引渡日の 2 銀行営業日前とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(8) サービス対価 A-4 の算定条件 (略)</p> <p>・基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース <u>20 年物</u> (円/円) 金利スワップレートとする。金利の固定は交差点及び敷地内市道の引渡日の 2 銀行営業日前とする。</p> <p>(略)</p>
8	7	<p>2.5 消費税及び地方消費税</p> <p>消費税及び地方消費税については、サービス対価及び駐車場賃料の支払期ごとに算定する。</p>	<p>2.5 消費税及び地方消費税</p> <p>消費税及び地方消費税については、サービス対価及び駐車場賃料の支払期ごとに算定する。</p> <p><u>なお、割賦金利を除くサービス対価 A-2 に係る消費税及び地方消費税は、サービス対価 A-1 の令和 6 年度分支払時にサービス対価 A-1 に加算して支払う。また、割賦金利を除くサービス対価 A-4 に係る消費税及び地方消費税は、サービス対価 A-3 の令和 7 年度分支払時にサービス対価 A-3 に加算して支払う。</u></p>

No.	頁	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）																		
9	8	表 11 サービス対価 A の支払手続	表 11 サービス対価 A の支払手続																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>支払方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>サービス対価 A-2</td> <td>           (略)            ・割賦金利の計算に用いる利率は、新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。            (略)         </td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>サービス対価 A-4</td> <td>           (略)            ・割賦金利の計算に用いる利率は、交差点及び敷地内市道の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。            (略)         </td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	支払方法	...	...	サービス対価 A-2	(略) ・割賦金利の計算に用いる利率は、新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。 (略)	...	...	サービス対価 A-4	(略) ・割賦金利の計算に用いる利率は、交差点及び敷地内市道の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>支払方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>サービス対価 A-2</td> <td>           (略)            ・割賦金利の計算に用いる利率は、新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース20年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。            (略)         </td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>サービス対価 A-4</td> <td>           (略)            ・割賦金利の計算に用いる利率は、交差点及び敷地内市道の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース20年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。            (略)         </td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	支払方法	...	...	サービス対価 A-2	(略) ・割賦金利の計算に用いる利率は、新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース20年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。 (略)	...	...
費用項目	支払方法																				
...	...																				
サービス対価 A-2	(略) ・割賦金利の計算に用いる利率は、新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。 (略)																				
...	...																				
サービス対価 A-4	(略) ・割賦金利の計算に用いる利率は、交差点及び敷地内市道の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。 (略)																				
費用項目	支払方法																				
...	...																				
サービス対価 A-2	(略) ・割賦金利の計算に用いる利率は、新施設及び1号館の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース20年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。 (略)																				
...	...																				
サービス対価 A-4	(略) ・割賦金利の計算に用いる利率は、交差点及び敷地内市道の引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース20年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計【 】パーセントとする。 (略)																				
10	10	(1) 物価変動に基づく改定 1) 対象となる費用 対象費用は、総括管理業務（開館準備業務、その他（緊急時対応等）は除く。）、公共施設等の維持管理業務（「公共施設等の修繕・更新業務（敷地内市道除く。）」は除く。）及び光熱水費とする。	(1) 物価変動に基づく改定 1) 対象となる費用 対象費用は、総括管理業務（開館準備業務、その他（緊急時対応等）は除く。）、公共施設等の維持管理業務（「公共施設等の修繕・更新業務（敷地内市道除く。）」は除く。）とする。																		
11	17	—	<u>(参考3) 中央駅前地域交流館の財務情報等</u> <u>中央駅前地域交流館の財務情報等については、添付資料1「中央駅前地域交流館施設カルテ」のとおりである。</u>																		
12	添付資料1	—	<u>(添付資料1を追加)</u> <u>添付資料1 中央駅前地域交流館施設カルテ</u>																		

<事業契約書（案）>

No.	頁	条	項	号	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
1	3	8	3	1	サービス対価 A-1 及びサービス対価 A-2 の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 10 に相当する額	サービス対価 A-1 及びサービス対価 A-2 の <u>元本相当額</u> の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 10 に相当する額
2	3	8	3	2	サービス対価 A-3 及びサービス対価 A-4 の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 10 に相当する額	サービス対価 A-3 及びサービス対価 A-4 の <u>元本相当額</u> の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 10 に相当する額
3	3	8	3	3	サービス対価 B 及びサービス対価 C の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 10 に相当する額	<u>1年分</u> のサービス対価 B 及びサービス対価 C の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 10 に相当する額
4	5	13	3		(規定なし)	<u>事業者は、前 2 項に定める定期借地権設定契約及び駐車場賃貸借契約が民間施設整備運営企業の責めに帰すべき事由により終了したときは、これらの契約を承継する第三者の探索について市に最大限協力しなければならない。</u>
5	5	15	2		事業者は、設計業務を設計企業をして、建設業務を建設企業をして、工事監理業務を工事監理企業をして、それぞれ実施させる。事業者は、設計企業、建設企業及び <u>工事管理企業</u> をして、当該各企業が受託し、又は請け負った業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせなければならない。	事業者は、設計業務を設計企業をして、建設業務を建設企業をして、工事監理業務を工事監理企業をして、それぞれ実施させる。事業者は、設計企業、建設企業及び <u>工事監理企業</u> をして、当該各企業が受託し、又は請け負った業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせなければならない。
6	5	16	2		事業者による新施設、1号館及び外構（公共）の設計 <u>及び</u> 建設業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第 12 章の規定に従う。	事業者による新施設、1号館及び外構（公共）の設計 <u>及び</u> 建設業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第 12 章の規定に従う。
7	17	47	2		事業者による道路改良業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、 <u>第 13 章</u> の規定に従う。	事業者による道路改良業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、 <u>第 12 章</u> の規定に従う。

No.	頁	条	項	号	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
8	23	76 の 2			(規定なし)	<p><u>(自主事業の実施)</u></p> <p><u>第76条の2 事業者が自主事業を実施するに当たり新施設の一部を使用するときは、市及び事業者は本事業契約とは別に次の各号に記載の内容を含む建物賃貸借契約を締結する。</u></p> <p><u>(1) 賃貸借期間</u></p> <p><u>(2) 賃借料及びその支払方法</u></p> <p><u>(3) 契約終了時における原状回復義務</u></p> <p><u>(4) 途中終了時の事業者による後継企業の探索努力義務</u></p>
9	25	83	3		上記各項のほか、市は、別紙6に従って、 <u>本契約</u> を解除することができる。当該解除が、新施設、1号館及び外構（公共）引渡し以後になされた場合、当該解除にかかわらず、市は、公共施設等の所有権を保持する。	上記各項のほか、市は、別紙6に従って、 <u>本事業契約</u> を解除することができる。当該解除が、新施設、1号館及び外構（公共）引渡し以後になされた場合、当該解除にかかわらず、市は、公共施設等の所有権を保持する。
10	26	84	2		本引渡日前に前条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、別紙5に定めるサービス対価A-1及びサービス対価A-2の合計額の10%に相当する金額を違約金として支払う。 (略)	本引渡日前に前条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、別紙5に定めるサービス対価A-1及びサービス対価A-2の <u>元本相当額</u> の合計額に <u>消費税及び地方消費税を加えた額</u> の10%に相当する金額を違約金として支払う。 (略)
11	27	85	2	3	関係法令、条例、規則及び <u>本協定等</u> に違反したとき。	関係法令、条例、規則、 <u>指定管理者基本協定等</u> に違反したとき。
12	27 ～ 28	85	5		本引渡日以後、道路改良業務完了日までの間において、第83条又は前各項により本事業契約が解除された場合、事業者は別紙5に定めるサービス対価A-3及びサービス対価A-4の合計額の10%並びに1年分のサービス対価B及びサービス	本引渡日以後、道路改良業務完了日までの間において、第83条又は前各項により本事業契約が解除された場合、事業者は別紙5に定めるサービス対価A-3及びサービス対価A-4の <u>元本相当額</u> の合計額に <u>消費税及び地方消費税を加えた額</u> の

No.	頁	条	項	号	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
					<p>対価 C の合計額の 10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した総括管理業務、維持管理業務及び運營業務に対するサービス対価を<u>支払う</u>。</p>	<p>10%並びに1年分のサービス対価 B 及びサービス対価 C の合計額に<u>消費税及び地方消費税を加えた額</u>の 10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した総括管理業務、維持管理業務及び運營業務に対するサービス対価と<u>市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う</u>。</p>
13	28	85	6		<p>道路改良業務完了日以後において、第 83 条又は第 1 項により本事業契約が解除された場合、事業者は別紙 5 に定める 1 年分のサービス対価 B 及びサービス対価 C の合計額の 10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した総括管理業務、維持管理業務及び運營業務に対するサービス対価を<u>支払う</u>。</p>	<p>道路改良業務完了日以後において、第 83 条又は第 1 項により本事業契約が解除された場合、事業者は別紙 5 に定める 1 年分のサービス対価 B 及びサービス対価 C の合計額に<u>消費税及び地方消費税を加えた額</u>の 10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した総括管理業務、維持管理業務及び運營業務に対するサービス対価と<u>市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う</u>。</p>
14	28	86	3		<p>（略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス対価を<u>支払う</u>。</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した<u>総括管理業務、維持管理業務及び運營業務</u>に対するサービス対価と<u>市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う</u>。</p> <p>（略）</p>
15	29	86	4		<p>（略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス対価を<u>支払う</u>。</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した<u>総括管理業務、維持管理業務及び運營業務</u>に対するサービス対価と<u>市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う</u>。</p>

No.	頁	条	項	号	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
						(略)
16	29	87	3		(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス対価を支払う。 (略)	(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した <b>総括管理業務、維持管理業務及び運営業務</b> に対するサービス対価と市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う。 (略)
17	29	87	4		(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス対価を支払う。 (略)	(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した <b>総括管理業務、維持管理業務及び運営業務</b> に対するサービス対価と市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う。 (略)
18	29	87	5		第3項及び第4項の場合において、市は、事業者が維持管理業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。	第3項及び第4項の場合において、市は、事業者が <b>総括管理業務、維持管理業務及び運営業務</b> を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。
19	30	88	3		(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス対価を支払う。 (略)	(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した <b>総括管理業務、維持管理業務及び運営業務</b> に対するサービス対価と市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う。 (略)
20	30	88	4		(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した維持管理業務に対するサービス対価を支払う。 (略)	(略) また、市は係る契約解除日までに事業者が履行した <b>総括管理業務、維持管理業務及び運営業務</b> に対するサービス対価と市が既に事業者を支払ったサービス対価との精算を行う。 (略)

No.	頁	条	項	号	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
21	30	88	5		第3項及び第4項の場合において、市は、事業者が維持管理業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。	第3項及び第4項の場合において、市は、事業者が <u>総括管理業務、維持管理業務及び運営業務</u> を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。
22	34	102	1		本事業契約の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者（事業者を除く。）に開示又は漏洩してはならず、 <u>本協定</u> の目的以外には使用しないことを確認する。	本事業契約の各当事者は、本事業又は <u>本事業契約</u> に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、 <u>本事業契約</u> の目的以外には使用しないことを確認する。
23	34	102	1	6	甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報	市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
24	37	別紙1		11	「解体撤去業務開始日」とは、令和●年●月●日（本引渡日が本引渡予定日より後になった場合は、本引渡日から●日後の日）をいう。	「解体撤去業務開始日」とは、令和●年●月●日をいう。
25	39	別紙1		40	「道路改良業務開始日」とは、令和●年●月●日（本引渡日が本引渡予定日より後になった場合は、本引渡日から●日後の日）をいう。	「道路改良業務開始日」とは、令和●年●月●日をいう。
26	41	別紙1		62	「民間施設整備運営企業」とは、本事業の優先交渉権者を構成する企業のうち、甲と定期借地権設定契約を締結の上、民間施設等事業実施する【民間施設整備運営企業名】をいう。	「民間施設整備運営企業」とは、本事業の優先交渉権者を構成する企業のうち、市と定期借地権設定契約を締結の上、民間施設等事業を <u>実施</u> する【民間施設整備運営企業名】をいう。

<定期借地権設定契約公正証書（案）>

No.	頁	条	項	号	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
1	6	21	2		前項に基づく協議の結果、賃貸人が民間施設等事業の継続が困難と認めた場合には、賃貸人及び賃借人の合意により、本定期借地権設定契約を終了させることができる。	前項に基づく協議の結果、賃貸人が民間施設等事業の継続が困難と認めた場合には、賃貸人及び賃借人の合意により、本定期借地権設定契約を終了させることができる。 <u>ただし、賃借人は、賃貸人に対して、自己に代わる民間施設等事業を実施する者を提案するよう最大限努めるものとする。</u>



< 指定管理者基本協定書（案） >

No.	頁	条	項	号	旧（修正前：令和3年7月5日公表）	新（修正後：令和3年9月10日公表）
1	3	14	1		<p><u>（一括再委託の禁止）</u></p> <p><u>第14条 指定管理者は、指定管理業務の実施に当たり、当該業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市教育委員会の承認を受けた場合に限り、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。</u></p>	<p><u>（業務委託）</u></p> <p><u>第14条 指定管理者は、指定管理業務の実施に当たり、自ら行うべき部分を除き、当該業務を事業契約書及び本事業関連書類に従って、総括管理企業、維持管理企業又は運営企業に委託し、又は請け負わせることができる。</u></p>
2	3	14			<p>（規定なし）</p>	<p><u>2 指定管理者は、前項に定める企業以外の第三者に指定管理業務を行わせてはならない。ただし、前項の場合において、事前に市教育委員会の承認を受けたときに限り、当該企業から当該企業以外の第三者に当該業務の一部を再委託し、又は請け負わせることができる。</u></p>
3	3	14	2		<p><u>2 指定管理者は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、指定管理者の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失や増加費用については、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失や増加費用とみなし、指定管理者が負担するものとする。</u></p>	<p><u>3 指定管理者は、指定管理業務の一部を当該企業に委託し、又は請け負わせる場合には、指定管理者の責任及び費用において行うものとし、当該企業の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失や増加費用については、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失や増加費用とみなし、指定管理者が負担するものとする。</u></p>
4	3	14	3		<p><u>3 市教育委員会は、指定管理者に対して、当該業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な情報の提供を請求することができる。</u></p>	<p><u>4 市教育委員会は、指定管理者に対して、当該業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な情報の提供を請求することができる。</u></p>